

第三次館林市地域福祉計画進捗管理
計画年度 平成29年度～令和3年度

第4回評価 令和2年度

館林市地域福祉推進協議会

I 趣 旨

平成28年度に策定した「第三次館林市地域福祉計画」について、計画の策定（P：P l a n）、施策の推進（D：D o）、進捗の評価（C：C h e c k）、見直し・改善（A：A c t i o n）のPDCAサイクルに基づき進捗管理を実施し、効果的な計画の推進を図ることを目的としています。

令和元年度に実施した事業の評価を以下のとおり報告するものです。

【第三次館林市地域福祉計画】

計画期間： 平成29年度から令和3年度までの5年間

基本理念：「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち 館林」

II 評価方法

1 内部評価

庁内16課と社会福祉協議会において、事業実績をもとに自己評価を行い、その内容を館林市地域福祉推進協議会へ報告する。

2 外部評価

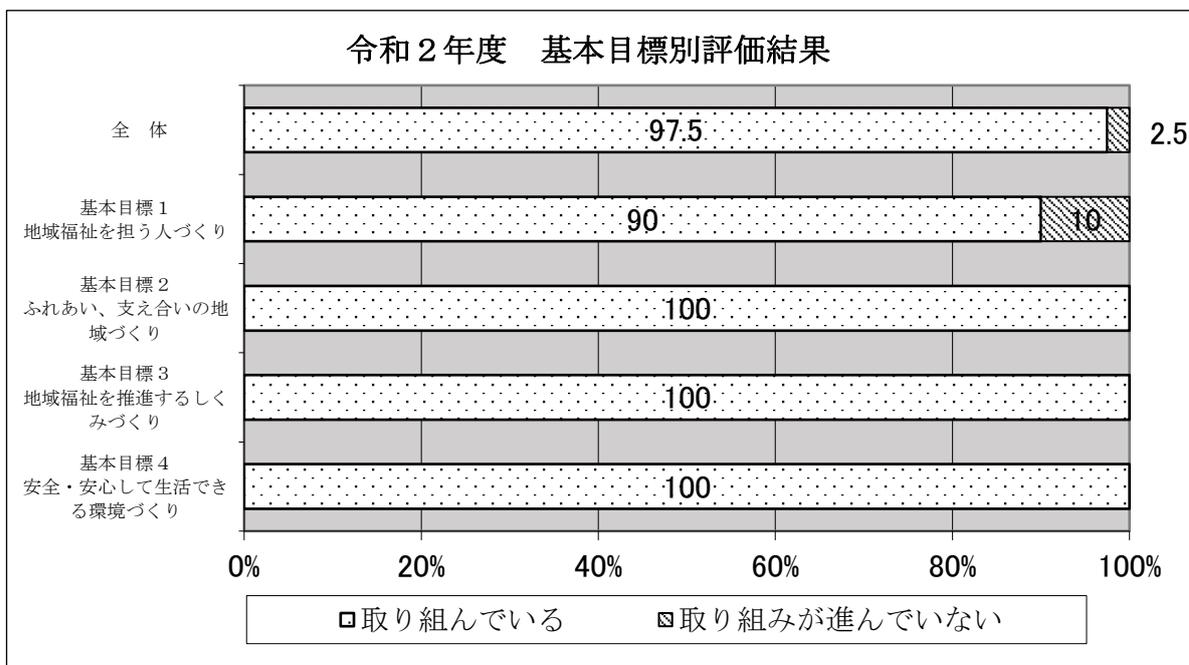
内部評価の結果をもとに、館林市地域福祉推進協議会において意見を聴取し、進捗管理・評価としてまとめ、公表する。

○令和2年度の実施状況について総合的に判断し、施策の目的を達成しているものを「達成」、運用中であるものや運用に向け準備中であるものなど、おおむね取り組んでいるものについては、「取り組んでいる」とし、未着手のものなど取り組みが十分ではないものについては、「取り組みが進んでいない」と評価しました。

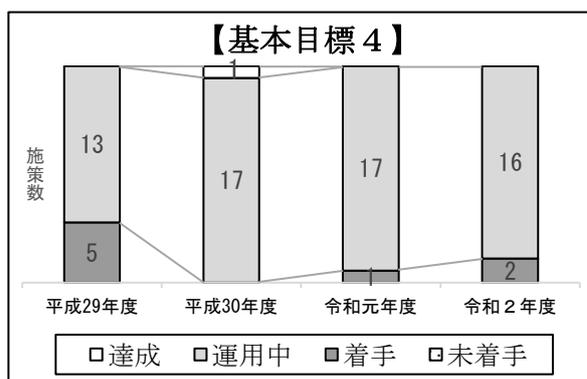
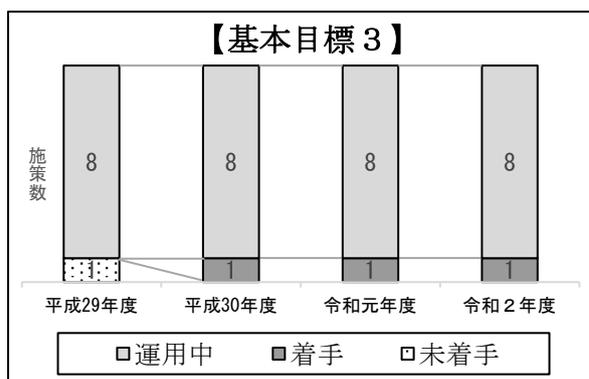
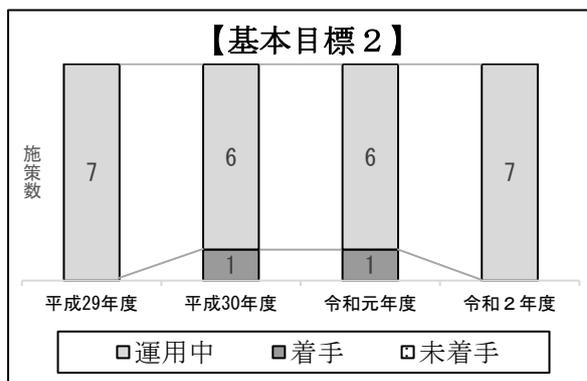
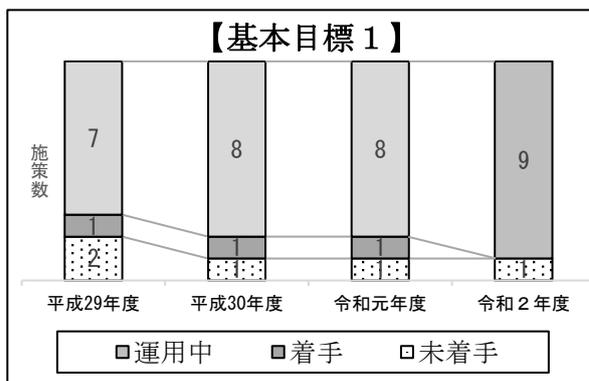
III 評価結果

この計画に掲げられている4つの基本目標と12の取組みの方向性ごとに評価をまとめました。全体では、「取り組んでいる」が97.5%、「取り組みが進んでいな

い」が2.5%という結果になりました。また、個別事業のうち、目的を達成しているものは19事業ありました。令和2年度の基本目標別の評価結果及び施策別実施状況の推移は、以下のとおりです。



施策別実施状況の推移



基本目標 1 地域福祉を担う人づくり 【取組割合:90%(10施策中9施策)】

【取組の方向性(1)】福祉教育と啓発活動の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部事業は中止となったが、福祉教育については、各学校の総合的な学習の時間を中心に福祉問題を取り上げたほか、『館林市きずなを結び共に育む手話言語条例』に基づく手話教室の実施など、社会福祉協議会により福祉体験学習への支援を行うことができていた。生涯学習の分野でも、ふるさとづくり出前講座や公民館各種学級講座など地域福祉に対する意識の向上を図る取り組みが進められ、啓発活動も十分に推進されている。今後は事業や啓発活動をさらに充実させ、より多くの市民が福祉についての理解を深める機会を広げていく必要がある。

【取組の方向性(2)】地域福祉をリードする人材の発掘と育成

小中学生のボランティアスクールから手話や要約筆記など専門的な技能を要する内容までボランティアの養成や資質向上に向けた取り組みが推進され、更なる人材発掘を図っている。

また、令和2年度からは、環境美化ボランティアに対して市が必要な支援を行う「アダプト制度※1」の運用を開始し、3件の合意が結ばれている。

社会福祉協議会においては、地域福祉活動推進会議を立ち上げ、各社協支部長を生活支援コーディネーターとして位置付け、地域課題の解決に取り組む活動が開始されている。

※1 アダプトとは、英語で「養子縁組をする」という意味で、清掃、除草などの環境美化活動を通じて、市民が公園、道路などの公の施設を「わが子のように面倒をみる」ことから、アダプト制度と呼ばれています。

【取組の方向性(3)】ボランティア団体・NPOへの支援

市民活動に必要な知識を身につけるための各種研修会の開催や、市民活動を推進する補助金に関する情報提供を行っている。また、社会福祉施設等による社会貢献活動として、地域で買い物に困っている人を対象とした買い物支援サービスが開始

されているが、新型コロナウイルスの影響により事業を縮小することとなった。しかし、新たに移動販売や買い物代行などを活用しながら、地域課題を解決するための取り組みが進められている。

また、子どもの総合相談窓口において、子どもの居場所づくりに取り組む団体の活動内容の周知を行っているほか、ボランティアに関する情報提供や人材の発掘、活動場所の提供などの支援や、社会福祉協議会において、災害に備えて災害ボランティアセンターの設置訓練も検討されている。

基本目標 2 ふれあい、支え合いの地域づくり

【取組割合：100%（7施策中7施策）】

【取組の方向性(1)】 地域活動への支援

コミュニティ助成事業、地域福祉活動推進会議、生活支援体制整備事業など地域活動への支援が継続的に行われている。また、地域活動への関心を高め、地域の課題解決の手掛かりとなるよう「次世代を担う地域リーダー育成事業」を実施しており、今後も行政区等と協力して地域活動を推進していくほか、地域の中で活動する地域住民への支援にも取り組む必要がある。

区長、民生委員、地域包括支援センターなど関係機関・団体の連携により日常的な見守り体制は構築されている。コロナ禍により、これまでの訪問活動に加えて電話などを活用した安否確認などの地域で孤立させないための取り組みにより、地域課題や地域の見守り体制が共有されてきている。さらに、地域福祉の拠点となる総合福祉センター、障がい者総合支援センターのほか、いきいきふれあいサロンや、通いの場、子育て支援センターなど地域で実施されている居場所づくりの活動により、地域住民の交流が図られている。

【取組の方向性(2)】 生きがいづくりと交流の促進

新型コロナウイルスにより地域との交流が制限されている中であっても、いきい

きふれあいサロンや通いの場への支援、子育て支援センターの運営は進められている。令和2年度から社会福祉協議会へ委託している生活支援体制整備事業に基づく協議体は8地区すべてに設置され、地域の支え合いの体制づくりが支援されている。

また、市民を対象とした食生活講座や学童クラブの児童を対象にした食育講座などの健康づくりに関する情報提供も行われている。

基本目標3 地域福祉を推進するしくみづくり

【取組割合:100%(9施策中9施策)】

【取組の方向性(1)】 多様な主体との連携・協働

地域福祉活動の強化、充実を図るため、社会福祉協議会へ運営費を補助している。その他、多様な関係機関や団体における協働により、地域課題の共有、連携の強化が図られている。

また、産官学連携による「健康寿命延伸プラットフォーム」が設置されており、例年実施しているシンポジウムは中止となったが、ホームページや保健センター日より、健康展などにより健康情報の提供を行った。

介護保険計画においては、公募による委員を含めた計画策定委員が計画を策定するなど、市民アンケートとともに市民の意見や要望を反映できる体制が構築されており、市民活動団体の交流事業の実施や活動団体紹介の機会を設けるなど市民参画の促進が図られている。

進捗が遅れている「地域福祉コーディネーター」については、社会福祉協議会の各支部の「生活支援コーディネーター」を中心として、地域課題を解決するため、地域と専門機関をつなぐ人材の育成に取り組む必要がある。

【取組の方向性(2)】 相談・情報提供体制の充実

広報紙やホームページ掲載、チラシの配布のほか、子育て支援モバイルサービスの配信により、必要な情報を分かりやすく提供する取り組みが進められている。また、

総合的な相談支援体制としては、**ふくし**総合相談窓口や子どもの総合相談窓口のほか、高齢者や障がい者、結婚、子育て、健康づくり、年金等各担当課内や関連機関、事業所で実施されており、常に窓口や電話等で相談できる体制の整備や支援が行われている。しかし、こうした活動や窓口の情報を知らないという声も多いため、広く情報が届くように周知できる方法を検討していく必要がある。

【取組の方向性(3)】 権利擁護の推進

認知症高齢者などの権利を守り、成年後見制度の更なる充実を図るために「たてばやし後見支援センター」において制度内容の周知や市民後見人の養成及びフォローアップ講座を実施している。また、日常生活自立支援事業の普及・啓発により、福祉サービスの利用援助に取り組んでいる。

虐待等の防止のための取り組みとして、障がい者虐待防止センターの設置や要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催、高齢者あんしん相談センターの見守りなど、関係機関との虐待防止のための連携体制が構築されている。また、DV等相談窓口についての周知、啓発も行われている。

基本目標 4 安全・安心して生活できる環境づくり

【取組割合:100%(18施策中18施策)】

【取組の方向性(1)】 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進

地域防災計画に基づき自主防災組織の育成、防災訓練の支援のほか、連絡体制の構築や福祉避難所の指定、防災資機材の整備が進められている。また、災害ボランティアセンターの設置訓練の実施や、福祉避難所運営マニュアルの策定など災害時の体制整備にも取り組んでいる。

災害時要支援者名簿を作成し、民生委員、区長と支援対象者に対する情報共有が行われている。さらに、各地域の実態を反映した情報の更新や、市内福祉事業所などでは、個別避難計画も策定されている。

防犯対策として、青少年センター補導員等による非行防止及び防犯パトロール、

行政区による自主防犯パトロールが行われているほか、交通安全対策のための啓発活動や交通安全施設を整備している。また、消費生活出前講座などにより、悪徳商法に関する注意喚起を行うなど、安全なまちづくりへの取り組みが進められている。

【取組の方向性(2)】 福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援

地域福祉の拠点である総合福祉センターの有効利用のため、指定管理者制度が導入されている。また、福祉サービスの充実への取り組みとして、社会福祉法人や介護事業所への指導調査を実施するほか、地域の実情に応じた在宅福祉サービスが実施されている。

さらに、各公立保育園に発達障がい児への支援のための担当者を置くことで情報共有を行っているほか、市民相互の助け合いを基本とした「ふれあいサービス事業」による高齢者や妊産婦等への支援にも取り組んでいる。生活困窮者に対しては、貸付制度や経済的自立のための相談、就労の支援を実施しているほか、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援を実施し、学力の向上にも取り組んでいる。

福祉サービスの情報については、広報紙やホームページへの公表、各種パンフレットを利用し、わかりやすい情報の提供や視覚に障がいのある方に向けて、音声や点字による広報も実施されている。

【取組の方向性(3)】 健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立

たてばやし新8020運動として、活動量計を利用した健康づくり事業の開始や生活習慣病予防に向けた運動習慣の定着への支援を行っている。また、「たてばやし健康づくり応援マイレージ」事業として歩け歩け大会などのウォーキング関連事業を実施し、健康について学ぶ機会を提供している。

さらに、支援を必要とする方が、住み慣れた地域で生活するために個別ケース会議等を通じた連携や、子どもの総合相談窓口による関係機関や団体との連携が図られているほか、妊娠・出産包括支援事業や介護予防教室、乳幼児健康診断後の事後

フォローなどによる切れ目のない支援も実施されている。

また、「在宅医療介護連携相談センターたておう」による専門職の相談窓口や在宅医療介護連携のための研修会、市民を対象とした講演会等が実施されている。今後は、保健・医療・福祉の連携の中で、精神障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの支援体制の整備が求められている。

【取組の方向性(4)】 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

「館林市立地適正化計画」に基づき、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みが開始されているが、住民の理解や協力が課題となっている。また、まちなかの活性化の取り組みとして「ウォークブル都市推進プロジェクト」を発足し、まちなかのにぎわい再生方針」を策定した。

市公共施設等の整備については、新たにダノン城沼アリーナにおいて、車椅子を利用する方などにも使いやすいように一部の出入り口の間口を広げ、引き戸に交換するなどの改修を行った。その他施設についても、概ねバリアフリー化されているが、建築時期が古い公共施設では十分な対応が難しい点もある中で、計画的に補修し、適正管理に努めていく必要がある。また、介護予防や心身機能の低下に対応した住環境整備のための住宅改修への支援のほか、住民が安心して暮らせるよう、市営住宅のインターフォン設置を進めている。

移動交通の手段として、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を目指し、館林都市圏地域公共交通計画を策定した。また、タクシー券事業として高齢者や障がい者等に対してタクシー料金の一部を補助し、外出支援の一端を担っているが、利用者にとって効果的な制度になるよう検討も必要になってきている。

地域福祉推進協議会からの意見（抜粋）

令和3年度第3回館林市地域福祉推進協議会を開催し、委員より下記の意見がありました。

実施日：令和3年11月22日（月）午後2時から午後3時30分

出席者：委員15名中13名

〔基本目標4について〕

- ・ 防災資機材の整備や避難訓練を各行政区で実施した場合、助成金等が交付されているが、各行政区からの要望も多くなっているため、支援の拡充を図ってほしい。
- ・ 取り組みの方向性(1)の中に、福祉避難所、災害時要支援者名簿、個別避難計画などという名称が記載されているが分かりづらい。名称の統一について検討してほしい。